

「運動施設」の使用料は、次のとおり減額又は免除いたします。
なお、手帳等の提示時に、ご本人の確認をさせていただきます。

- ①身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、知的障がいのある者と判定されて療育手帳又はこれに準ずる手帳等の交付を受けた者が使用する場合で、手帳等の提示があるとき：全額免除
- ②原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付を受けた者が使用する場合で、手帳の提示があるとき：全額免除
- ③上記①及び②の付添者（手帳等の交付を受けた者1名につき1名）：全額免除